

新潟市告示第 4 9 4 号

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市南区建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 6 月 3 0 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の 種 類	路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員 ( m )	延長( m )
市道	万年田尾線	新潟市南区万年字浦 83 番 1 地先から 新潟市南区上八枚字櫛下浦 1653 番 1 地先まで	前	2.9 ~ 10.0	821.5
			後	16.0 ~ 71.4	821.5